

公益法人設立をお考えの方へ

民間の公益活動を担っている公益法人（「志のある人の集まり：社団法人」または「財産の集まり：財団法人」）は、2008年（平成20年）新しい公益法人制度が施行され大きく変わりました。

この改革により「公益法人の設立」と「公益性の判断」が分離され、厳しい要件を満たした法人のみが公益財団法人または公益社団法人と認定されるようになりました。

KT リライアンス（大江橋オフィス）代表の東元美恵（税理士・行政書士）は、この制度改革前より公益法人関係業務に携わり、いち早く公益認定申請業務に取り組んできました。

長きにわたり、公益法人の設立、公益認定申請、公益法人運営サポート、個人が公益法人に不動産等を寄附した場合の非課税申請（租税特別措置法40条）、個人が相続財産を寄附した場合の非課税申請（租税特別措置法70条）、税額控除対象法人の申請などあらゆる業務を経験しており、厳格な運営が求められる公益法人の実務に精通しています。

公益法人を運営されている方、これから公益法人を立ち上げたいとお考えの方、その他公益法人に関する運営のお悩みをお持ちの方はご相談ください。ご来所・ご訪問のほか、電話・メール・リモート面談により、全国のどちらのお客様も対応が可能です。

【公益法人の設立】

お客様のご意向をお伺いしたうえで、どのような種類の法人を設立するのが最適かを見極め、豊富な経験から適切なアドバイスをさせていただきます。定款作成から登記（提携司法書士による手続）、その後の届出までワンストップで対応いたします。

○非営利型の一般社団法人・一般財団法人

収益事業から生じた所得のみが課税対象になり、収益事業以外の受取会費や寄附金などの収入に対しては課税されないという税制上の優遇を受けられる法人です。

非営利の意味は、収益事業を行わないということではなく、法人の構成員に剰余金の分配ができないということです。

設立に特別な許可や認可は必要なく、株式会社と同様の手続きで登記できます。

一般財団法人の設立には、設立者が300万円以上の財産を拠出しなければなりません。

Type 1 非営利性が徹底された法人（介護福祉事業、業界団体、スポーツ振興など）

以下の全ての要件を満たす法人

- 1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
- 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体・一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- 3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数

の3分の1以下であること

Type2 共益活動を目的とする法人（研究会、同窓会、自治会など）

以下の全ての要件を満たす法人

- 1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
- 2 定款等に会費の定めがあること
- 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと
- 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと
- 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
- 6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

(注) いずれの法人も、上記の要件のうち一つでも該当しなくなったときには、特段の手続を踏むことなく全所得に課税される営利型法人となります。

○普通型（営利型）の一般社団法人・一般財団法人

構成員に剰余金の分配ができないというところが株式会社等との大きな違いですが、事業に制限がなく多様な活動ができます。

税制上は普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

社団法人は株式会社の資本金に該当する出資金が不要です。

財団法人は、設立者が300万円以上の財産を拠出しなければなりません。

<設立に必要な役員等の人数>

	一般社団法人		一般財団法人
	営利型	非営利型	
理事	1名以上（社員兼任可）	3名以上（社員兼任可）	3名以上
社員	1名以上(設立時は2名以上)		
評議員			3名以上
監事	任意		1名以上
設立者			1名以上 (理事・監事・評議員と兼任可)
注意事項	理事会の設置は任意		理事会・評議員会の設置が必須

【公益法人認定手続】

一般社団法人・一般財団法人のうち厳しい審査を通過して公益認定を受けた法人だけが「公益」を名乗れるようになります。

まずは一般社団法人・一般財団法人を設立し、公益認定を受けるために内閣府または都道府県に対して公益認定申請を行います。

公益認定を受けると税制優遇などのメリットもありますが、行政庁の厳しい監督下におかれ自由な運営ができないというデメリットもあります。

将来の活動を見据え、認定を受けるかどうかについては十分な検討が必要です。

●メリット

- ・社会的に高い信用力を得ることができる
- ・寄附金を集めやすくなる（寄附をした者に税制優遇がある）
- ・利子および配当に対して源泉所得税がかからない、公益目的事業に使用している不動産に対して固定資産税がかからない、収益事業から出た利益を公益目的事業に使うことで法人税の減額があるなど税制上の優遇を受けられる

●デメリット

- ・行政庁監督下のもと公益認定基準に沿った運営をしなければならず、公益法人として正しい運営を行っているかについて定期的に立入検査を受けなければなりません
- ・事業の内容を変更したり、追加したりするときは行政庁の認定が必要となり、自由な活動がしにくい
- ・公益認定基準に沿った運営ができなくなったときは、財産の一部を国等に寄附しなければならない
- ・行政庁への提出書類の作成など業務量が増える

◆公益法人に認定されるための要件

- 1 公益目的事業を行うことを主たる目的とする一般法人（一般社団法人または一般財団法人）であること
- 2 内閣総理大臣または都道府県知事に対して公益認定の申請を行うこと
- 3 公益法人認定法第5条で規定されている18の公益認定基準をすべて満たすこと
- 4 公益法人認定法第6条で規定されている6つの欠格事由に該当しないこと

リンク先資料

◆収益事業の範囲（法人税法施行令5 I）

①物品販売業、②不動産販売業、③金銭貸付業、④物品貸付業、⑤不動産貸付業、⑥製造業、⑦通信業、⑧運送業、⑨倉庫業、⑩請負業、⑪印刷業、⑫出版業、⑬写真業、⑭席貸業、⑮旅館業、⑯料理店業その他の飲食店業、⑰周旋業、⑱代理業、⑲仲立業、⑳問屋業、㉑鉱業、㉒土石採取業、㉓浴場業、㉔理容業、㉕美容業、㉖興行業、㉗遊技所業、㉘遊覧所業、㉙医療保健業、㉚芸芸教授業、㉛駐車場業、㉜信用保証業、㉝無体財産権の提供等業、㉞労働者派遣業

◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
 - ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
 - ハ 理事会を置いているものであること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。
- 十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処

分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反しているもの

四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの